

静岡県公立大学法人の「男女の賃金の差異」について

| 区 分 | 男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|----------|---------------------------------|
| 全労働者 | 67.67% |
| 正職員 | 91.17% |
| パート・有期職員 | 65.17% |

対象期間： 令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

正職員： 常勤の教員、総合職職員、県派遣職員

パート・有期職員： 特任教員、研究支援者、専門員、事務員等

賃金： 手当等を含む総賃金

差異についての補足説明：「パート・有期職員」については、男女間に給料表や手当等の差異はないが、女性は勤務時間の短い職員が多く、また全体に占める人数も多いため、差異が生じていると考えられる。